

# 諮問に係る論点（目次）

---

- 1 今回の申請における変更点
  - 1-1 動向編の変更
  - 1-2 構造編の変更
  - 1-3 その他
- 2 前回答申時の課題対応

# 1 - 1 動向編の変更(1)

## 【調査品目の見直し】

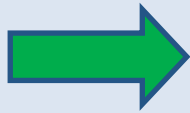
### [現状]

品目選定は、選定基準<sup>(注)</sup>に基づき行っており、消費者物価指数の基準改定に伴い、基本的に、5年ごとに調査品目の見直しを実施

(注) 調査品目の選定基準 (抄)

消費構造の変化に伴い、家計消費支出上重要度が高くなった品目 (年平均の家計消費支出1 / 1万以上を目安)

### [変更内容]



## 基準を満たさなくなった33品目を廃止

(例) あずき、体温計、左官手間代 等

※ 今後予定されている消費者物価指数の基準改定に当たり、新規品目のデータを早期に収集する必要から、品目の追加については、平成26年7月に承認済み。

### [論点]

- ① 品目の選定基準は妥当か。
- ② 品目選定は基準に即して適切に行われているか。

# 1-1 動向編の変更(2)

## 【調査計画における調査品目の名称整理】

### [調査実施者の認識]

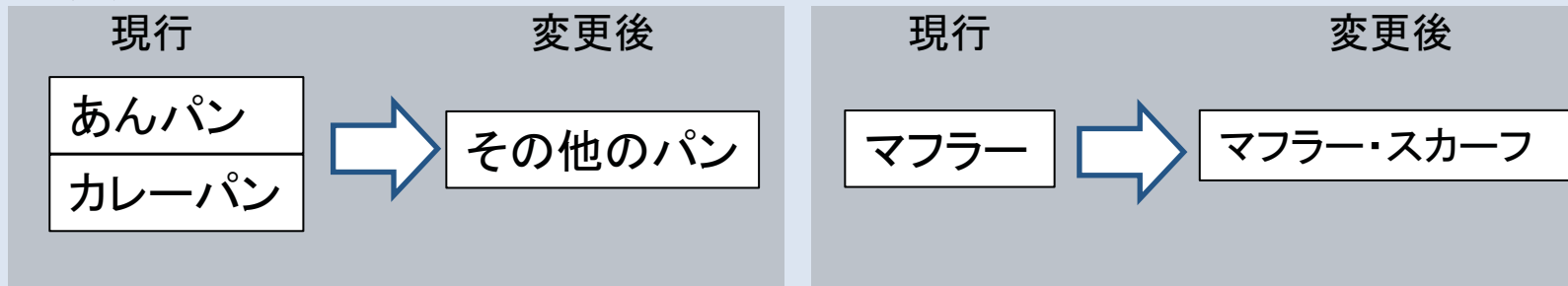
現状では、調査品目を個別かつ詳細に記載しているため、家計消費の全体を網羅できているのか、調査計画上、分かりにくくなっている可能性がある。

### [変更内容]



**調査品目の名称を、家計調査の設定品目に準じて整理  
(約330品目)**

### <変更例>



### [論点]

- ① 名称を整理する必要があるのか。整理することによるメリットは何か。
- ② 名称整理により、品目表記が抽象的となり、調査計画としての情報量が減衰しないか。

# 1 - 2 構造編の変更

## 【調査計画における調査品目の表記方法の変更】

### [調査実施者の認識]

調査対象とすべき品目(価格差のある品目)は、経済動向等により変化する可能性があるが、調査品目を列挙する現在の調査計画の規定では、適時に品目を変更することが困難



### [変更内容]

調査計画上、調査品目を個別に列挙する規定から総務大臣が指定する旨の包括的な規定に改める。

### <変更例>

	現行の調査計画の規定		変更案
銘柄別価格	生中華めん ヨーグルト 液体調味料 洗濯用洗剤 男子靴下 婦人ソックス テレビ 携帯型オーディオプレーヤー 家庭用ゲーム機	⇒	別表1の1(注)の項に掲げる品目のうち、銘柄別の物価を明らかにするために必要なものとして、総務大臣が指定するもの

(注) 動向編の調査品目を掲げた表。

### [論点]

- ① 現行の品目列挙方式でも、調査品目の適時変更を妨げておらず、改める必要があるのか。
- ② 品目の選定基準を明確にした上で、品目列挙方式を継続してもよいのではないか。

# 1 - 3 その他(1)

【調査員調査の品目について、本省直轄調査が可能となるよう調査計画を変更】

[調査実施者の認識]

現在は調査品目ごとに調査系統(調査員調査、都道府県調査及び総務省調査)が明確に決められているが、通信販売などへの急激なシフトが生じた際に調査員では対応困難

[変更内容]



**総務大臣が調査員に代わって調査を行うことが可能となるよう調査計画に記述を追加**

[論点] 変更の必要性の有無及び効果について検討する必要はないか。

# 1 - 3 その他(2)

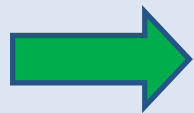
## 【集計事項の見直し】

[調査実施者の認識]

集計事項として中間年バスケット指数<sup>(注)</sup>を公表してきたが、利用者ニーズが低下

(注) 「中間年バスケット指数」は、基準年と比較年の間に当たる年の消費構造をウエイトとして用いる指数。

なお、基本分類指数（ラスパイレス方式）は基準年の消費構造を、連鎖指数は比較年の前年の消費構造をウエイトとして用いている。



[変更内容]

**中間年バスケット指数を集計事項から削除する一方で、  
連鎖指数の内容を充実化**

【参考：各指数におけるウエイトの対象年の推移】

	23年	24年	25年	26年	27年
基本分類指数	22年	22年	22年	22年	22年
中間年バスケット指数	—	23年	23年と24年の平均	24年	24年と25年の平均
連鎖指数	22年	23年	24年	25年	26年

[論点] 利用者ニーズ等、削除の妥当性について検討する必要はないか。

## 2 前回答申時の課題対応

前回答申<sup>(注)</sup>の際、「今後の課題」として、以下の検討課題を指摘

(注) 「諮問第41号の答申 小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について」 (平成24年1月20日付け府統委第4号)

### 今後の課題

ア 構造編における調査地域及び調査品目の見直し

イ 「動向編」と「構造編」の連携

ウ 特売価格、通信販売価格及び割引・特典サービスの実施状況の把握

エ 前々回の答申<sup>(注)</sup>時における今後の課題

(注) 「諮問第27号の答申 小売物価統計調査の変更について」 (平成22年10月22日付け府統委第127号)

(ア) 小売物価統計調査における調査品目の選定基準の検証

(イ) 消費者物価指数を単独の基幹統計として小売物価統計から区分することの要否



総務省統計局における対応状況について、部会で確認